

開催日時

2021年9月28日(火曜日)  
午前10時

開催場所

東京都立川市曙町二丁目40番15号  
パレスホテル立川4階ローズルーム東

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案

会計監査人選任の件

第4号議案

退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件



書面(郵送)による議決権行使期限

2021年9月27日(月曜日)午後6時まで

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意は  
ございませんので予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する  
株主様へのお願いおよび当社の対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 株主様の座席間隔を広げることから、ご来場できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、株主総会の議事は、迅速かつ効率的に執り行うことで、例年より短時間でおこなう予定です。
- 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から製品展示はおこないませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

第68回  
定時株主総会  
招集ご通知



## 自社IPの積極的な開発や デジタル技術活用によりグローバルな エンターテインメント企業へ

代表取締役社長 清水 一行

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年6月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大や米中貿易摩擦に対する先行き懸念等により、経済の先行きが非常に不透明な状況となりました。そうした環境下において、当社は、中国ホビー市場の急回復、欧米市場の着実な回復、国内市場では通信販売の伸長により、予想を上回る業績を達成することができました。

また、自社IP（キャラクターなどの知的財産）の開発・販売への注力、感染拡大に配慮したバーチャル展示会

の開催、デジタルデータを活用した新たな事業領域への取り組みなど、コロナ禍においても着実に成長戦略を実行してまいりました。

2022年6月期においては、海外の旺盛な需要に応えるために、生産ラインの拡充と効率的な検品体制を確立するとともに、自社IPの横展開を推進し、更なる売上・利益の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 企業理念

- 1 社会に貢献し、感謝される分野において、常に感動と驚きを提供する健全なる No.1 企業であり続ける。
- 2 高品質な商品を提供し続ける為に、常に開拓精神を以って挑戦し続ける。
- 3 仕事を通じて人生を豊かにする為に、常に人間尊重精神を以って切磋琢磨する創造的な意欲溢れる組織であり続ける。

証券コード 7809  
2021年9月10日

株 主 各 位

東京都立川市緑町4番地5  
**株 式 会 社 壽 屋**  
代表取締役社長 清水一行

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時  
受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。

2. 場 所 東京都立川市曙町二丁目40番15号  
パレスホテル立川4階ローズルーム東

3. 目的事項	報告事項	第68期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告および計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
		第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
		第3号議案	会計監査人選任の件
	第4号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	

以 上

新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関するお知らせ

当社第68回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 【株主様へのお願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態に関わらず当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

#### 【ご来場される株主様へのお願い】

- ・座席の間隔を確保するため、ご用意できる席数が限られます。ご来場いただきましても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・**株主総会の議事は、迅速かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。**

**（株主様からのご質問はおひとり様1問のみとさせていただきます。）**

- ・当日は、感染拡大防止のため、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。（ご自宅にて事前の検温を済ませていただき、ご来場くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。）
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、株主総会へのご来場について慎重なご判断をお願いいたします。なお、ご来場された株主様で体調がすぐれないとお見受けされた方は、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・感染予防の観点から、お飲み物のご提供は中止いたします。
- ・本年は、感染拡大防止の観点から**製品展示はおこないませんので、予めご了承ください。**
- ・**本総会では、お土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。**

#### 【当社の対応】

- ・株主総会に出席する取締役（監査等委員である取締役含む。）及び運営スタッフは、マスク等着用で対応させていただきます。

※総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容により、本株主総会の開催・運営に関しまして重要な変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内申し上げます。

当社ウェブサイト <https://company.kotobukiya.co.jp/>

以上

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。



## 書面(郵送)による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

**行使期限** 2021年9月27日(月曜日)  
午後6時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
御中  
株主総会日 議決権の数  
議決権行使書用紙の住所様式  
議決権の数

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号、第3号、第4号議案

- 賛成の場合 ▶▶ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ▶▶ 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶▶ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ▶▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。



## 株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

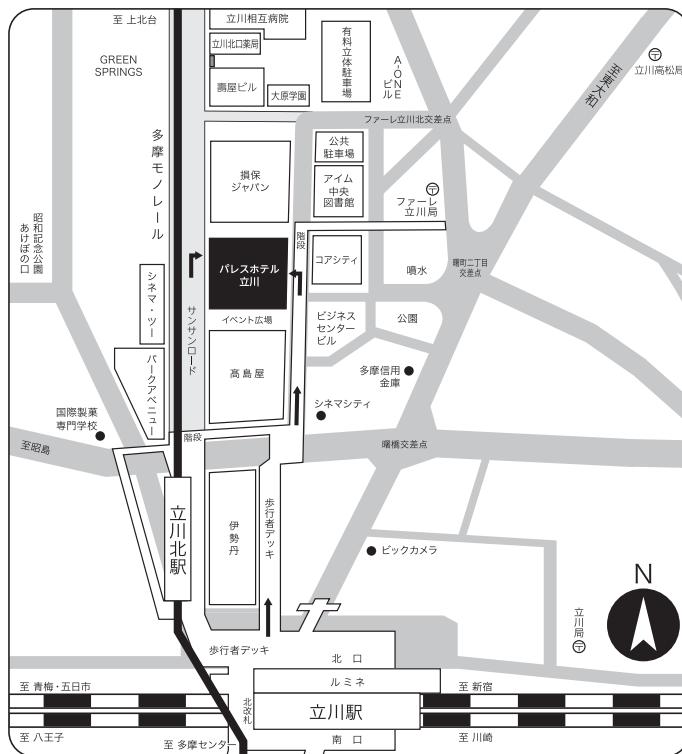
### 日時

2021年9月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

### 場所

東京都立川市曙町二丁目40番15号  
パレスホテル立川4階 ローブルーム東  
会場最寄駅  
JR立川駅より徒歩3分  
多摩モノレール立川北駅より徒歩2分

（お願い）  
駐車場の用意はしておりませんので、お車での  
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げ  
ます。



株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://company.kotobukiya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://company.kotobukiya.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後の事業拡大のための内部留保資金の確保等を勘案しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき普通配当金 <b>40円00銭</b>  総額 <b>108,293,320円</b>
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年9月29日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 しみず かず ゆき 清水 一行 (1954年4月3日生)	1978年4月 当社入社 1986年6月 当社代表取締役社長(現任)	310,000株
2	再任 しみず ひろ よ 清水 浩代 (1957年7月31日生)	1979年4月 当社入社 1996年11月 当社専務取締役 2013年9月 当社取締役副社長(現任)	82,000株
3	再任 むら おか ゆき ひろ 村岡 幸広 (1959年2月22日生)	2008年2月 当社入社 2012年7月 当社経理部長 2013年9月 当社取締役 2020年9月 当社常務取締役(現任)	12,000株
4	再任 しみず かつ た ろう 清水 克多郎 (1959年3月11日生)	2018年9月 当社入社 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社ジュネ取締役	18,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> むら やま まさ みち 村 山 正 道 (1951年3月28日生)	1973年4月 立飛企業株式会社 入社 2011年7月 株式会社立飛パートナーズ 代表取締役(現任) 2012年11月 株式会社立飛ホールディングス 代表取締役社長(現任) 株式会社立飛リアルエステート 代表取締役社長(現任) 2015年7月 株式会社立飛ストラテジーラボ 代表取締役(現任) 2015年9月 当社取締役(現任) 2019年1月 株式会社立飛ホスピタリティ マネジメント 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社立飛パートナーズ代表取締役 株式会社立飛ホールディングス代表取締役社長 株式会社立飛リアルエステート代表取締役社長 株式会社立飛ストラテジーラボ代表取締役 株式会社立飛ホスピタリティマネジメント代表取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 村山正道氏は、長年にわたり株式会社立飛ホールディングスの代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 村山正道氏は社外取締役候補者であります。
  3. 村山正道氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
  4. 当社は、村山正道氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  5. 当社は、村山正道氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、同氏が社外取締役に再任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

**第3号議案****会計監査人選任の件**

会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに東陽監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、同法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての専門性、独立性及び品質管理体制等について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年6月30日現在)

名 称	東陽監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階
沿 革	1971年1月 監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月 虎ノ門共同事務所との統合を機に東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年1月 監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月 東都監査法人と合併 2018年7月 Crowe Globalへ加入
概 要	出資金 317百万円 構成人員 408名 関与会社数 303社

## 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役吉野忍氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
よし の 吉 野	2011年9月 当社取締役
しのぶ 忍	2013年9月 当社常務取締役
	2020年9月 当社取締役(現任)

以上

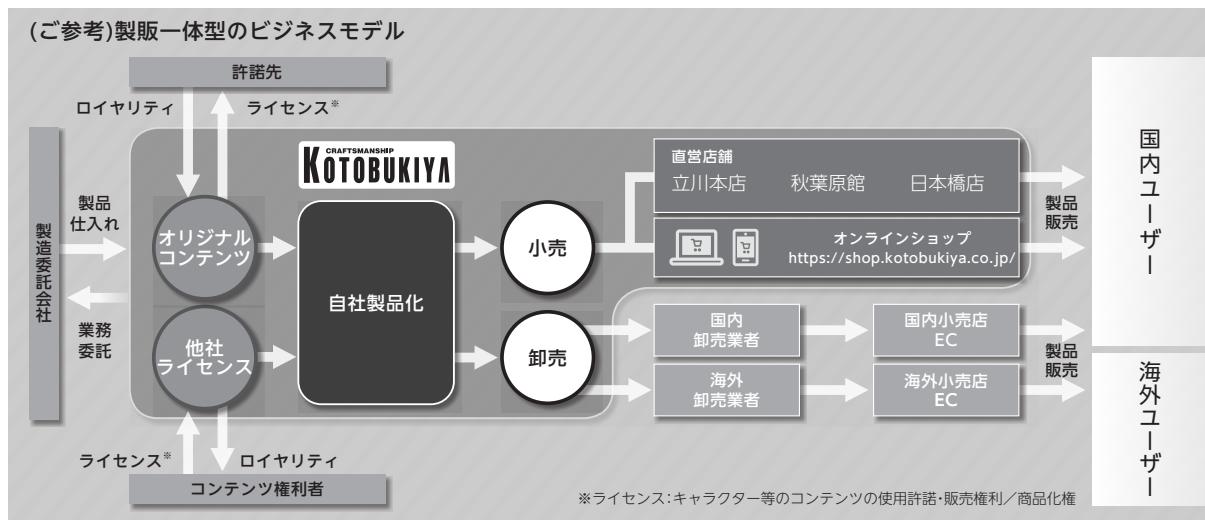
## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容

当社では、人気アニメ／ゲーム／映画キャラクター等のホビー関連品について、コンテンツ保有者からの使用許諾に係る著作権の取得、製品の企画立案、製品開発、デザイン業務、製造管理、販売までを一貫して行っています。自社製品の製造にあたっては、該当製品に係る著作権を取得し、製品の企画立案から製品開発、自社内の造形技術者による原型製作及び製品形態のデザイン業務を本社で行い、製造は主に中国の製造会社へ委託しており、ファブレスの生産形態をとっております。

販売形態としては、卸業者を中心とした他社への販売の他、当社が運営する小売店舗、当社通信販売サイト、他社媒体の各種ECサイトでの販売があります。卸売販売は、国内をはじめ北米、欧州、アジアのディストリビューターへ販売をしております。また、小売店舗では、自社にて企画・製品開発を行う自社製品だけではなく、他社商品として、玩具（フィギュア）・模型（プラモデル）・キャラクターグッズ・雑貨等を含むホビー関連商品を幅広く取り扱っています。顧客ニーズを敏感に読み取り、国内品のみならず海外品を含め、幅広くホビー関連品を取り扱っております。

他社IPを中心とした著作権取得に加え、自社IP製品の開発・製造についても注力しております。自社IPについては作品の海外利用権や商品化権などの二次利用権により、国内外パートナー企業への商品化許諾を行い、二次利用の促進とプロパティ管理を行っております。



## (2) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞等により、先行きが非常に不透明な状況となっております。

当社を取り巻く事業環境につきましても、個人消費の多様化や少子化に新型コロナウイルス感染症拡大の影響が重なり、事業環境は厳しい状況が続いております。一方、有料動画配信市場の成長、モバイル端末の普及や通信インフラの発達によるスマートフォンゲーム市場は多様化・拡大が続くと共に、人気コンテンツの映画化やアニメ化、業界自体の収益機会の拡大も期待されています。

このような環境の中、当社はこれまでの方針を継続し、世界各国の顧客ニーズに合わせた魅力ある新製品開発を行うと共に、自社IP（Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産）による製品開発に特に注力してまいりました。

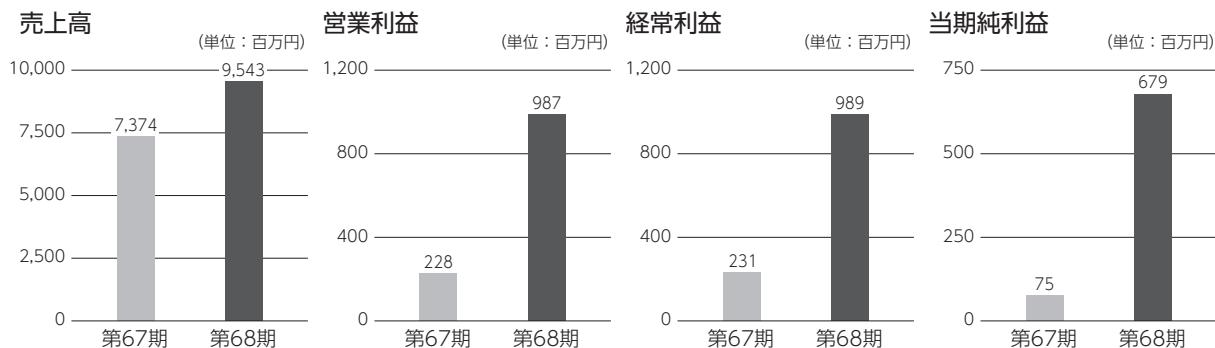
卸売販売につきましては、国内市場では、新規自社IP製品「創彩少女庭園」より「結城まどか」を発売、自社IP製品「メガミデバイス」より「BULLET KNIGHTS エクソシスト」を発売、自社IP製品「フレームアームズ・ガール」シリーズより「フレームアームズ・ガール マガツキ」を発売し、プラモデルの売上に貢献しました。プラモデル関連製品である「モデリング・サポート・グッズ」等も堅調な推移をみせ、業績を牽引しました。他社IPでは大人気アニメ「鬼滅の刃」より「我妻善逸」、「嘴平伊之助」を発売し、フィギュアの売上に貢献しました。

海外市場の北米地域では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が依然続くものの、フィギュア製品、プラモデル製品ともに売上は堅調な推移をみせました。

アジア地域では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は限定的にとどまり、プロモーション活動を行うと共に、販売チャネル拡大を推進した結果、フィギュア製品の売上が好調な結果となりました。また、国内と同様に「フレームアームズ・ガール」シリーズを中心に「メガミデバイス」などの自社IPのプラモデル製品も好調な結果となりました。

直営店舗による小売販売につきましては、「にじさんじ」関連商品が好調に推移するものの、新型コロナウイルス感染症に起因するインバウンド需要減少を主な要因とした来店客数の大幅な減少により、売上は伸び悩みました。店舗運営におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大予防のため、定期的な換気や消毒、レジ前に飛散防止シートの設置などを行い、衛生管理やスタッフの健康管理を徹底いたしました。ECサイトによる通信販売におきましては、巣ごもり需要と他社との差別化として直営店舗限定商品や特典の開発を積極的に推進したことにより、売上は好調に推移しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,543,737千円(前年同期比29.4%増)、営業利益は987,271千円(前年同期比332.2%増)、経常利益は989,056千円(前年同期比327.4%増)、当期純利益は679,907千円(前年同期比801.9%増)となりました。



### (3) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は、798,509千円であり、主なものは、新製品用金型 573,444千円です。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 対処すべき課題

当社は、企業価値の向上を目指すと共に、新しい成長への道を歩むため、以下の事項を対処すべき課題ととらえ、その対応に取り組んで参ります。

#### ① 自社IP製品の強化

当社は、従来より自社IP製品の開発・製造についても継続的に注力しております。2009年に発売開始した「フレームアームズ」シリーズ以降、2020年に公表した「創彩少女庭園」「アルカナディア」等、複数の自社IPシリーズを展開し、着実に実績を積み上げてきました。

今後も好評を得た自社IPシリーズについて、他社とのコラボレーションを含め、より一層、顧客のニーズに合ったIP戦略拡大を図っていく方針であります。

## ② 海外展開の強化

当社は、従来より海外市場での事業展開の強化が重要事項と考えており、国内市場と同様、継続的な事業拡大を図っております。

従来より主要ターゲットとしておりました中国・北米に加え、中長期的な視野からさらなる成長を図るため、中国以外のアジア諸国、欧州もターゲットに入れ海外展開を推進し、グローバル企業への変革を図っていく方針であります。

## ③ 著作権戦略

ホビー商品の開発・製造においては、ゲーム、アニメ、映画等の人気コンテンツにおける著作権の取得が重要であります。当社は、フィギュア等の制作における精密な再現力・表現力によって実績を着実に積み上げ、著作権元から高い評価を獲得しております。また、当社自らが著作権元（コンテンツ製作者）となり、他社へ著作権を販売（ライセンスアウト）してロイヤリティー収入を上げるビジネスモデルへの取り組みを開始しており、自社IPを含め、今後も継続的に著作権を企業成長に活用するための施策を実施していく方針であります。

## ④ 製造拠点の拡充

現在、当社製品は主に中国にある外部委託先にて製造されておりますが、中国における人件費上昇、政治・経済・行政・環境に関するカントリーリスクは拡大傾向にあります。当社といたしましては、引き続き日本国内を含めた中国以外の製造拠点の開拓・拡充を図っていく方針であります。

## ⑤ 製造工程の効率化

自社製品を海外で製造する当社のビジネスモデル上、為替相場の変動、製品原材料費及び製造委託費等のコスト上昇が、業績に影響を及ぼす懸念があります。従って、仕入原価の上昇が生じた場合でも、安定した収益の確保が出来る体制づくりが重要であると考えており、製品設計、外注加工費、製造効率、流通などの見直し・検討を定期的に行い、収益力の向上を図ると共に開発期間の短縮化を図っていく方針であります。

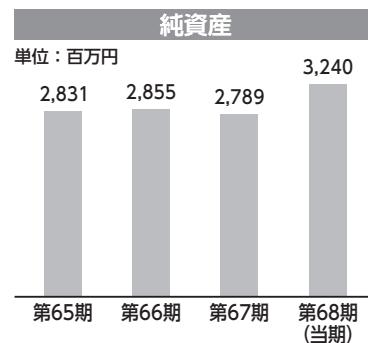
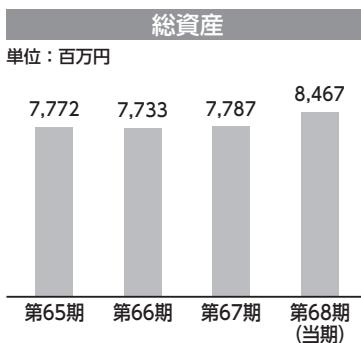
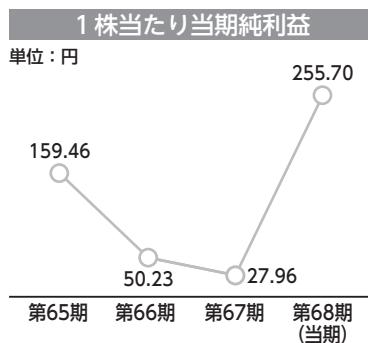
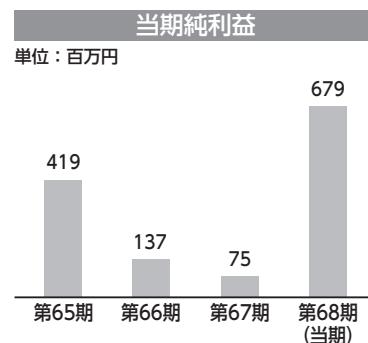
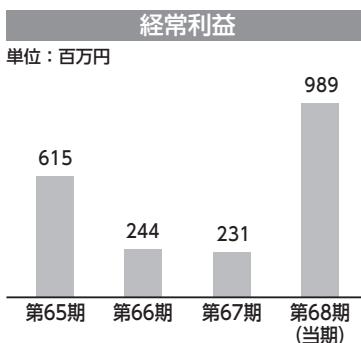
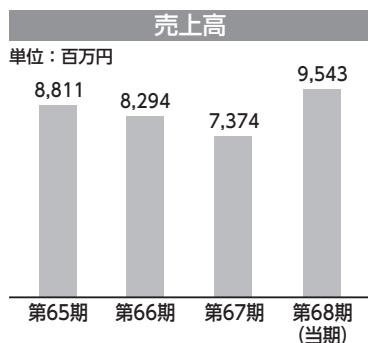
株主の皆様には、今後ともこれまでも増してご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 財産および損益の状況の推移

区分	第65期	第66期	第67期	第68期(当期)
売上高	8,811,714 千円	8,294,627 千円	7,374,415 千円	9,543,737 千円
経常利益	615,676 千円	244,573 千円	231,434 千円	989,056 千円
当期純利益	419,887 千円	137,558 千円	75,390 千円	679,907 千円
1株当たり当期純利益	159.46 円	50.23 円	27.96 円	255.70 円
総資産	7,772,803 千円	7,733,086 千円	7,787,920 千円	8,467,770 千円
純資産	2,831,292 千円	2,855,112 千円	2,789,458 千円	3,240,938 千円

(注) 1. 当社は2017年7月21日付けにて、1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第65期の期首に分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株式給付信託 (J-ESOP) の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。



## (7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (8) 主要な営業所および工場（2021年6月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
コトブキヤ立川本店	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
コトブキヤ日本橋	大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目15番18号 コトブキビル
コトブキヤ秋葉原館	東京都千代田区外神田一丁目8番8号 岡嶋ビル
通信販売	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
KOTOBUKIYA US BRANCH OFFICE	20655 Western Ave, Suite 116, Torrance, CA

## (9) 従業員の状況（2021年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
167名 [57名]	0名	37.2歳	10.1年

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務役員の人数を含みます。）であり、臨時従業員数（パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人員を[ ]外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額	
株式会社三菱UFJ銀行	801,721	千円
多摩信用金庫	667,179	千円
西武信用金庫	656,059	千円
株式会社商工組合中央金庫	594,979	千円
株式会社山梨中央銀行	337,540	千円
株式会社みずほ銀行	233,328	千円
株式会社三井住友銀行	175,000	千円
株式会社きらぼし銀行	74,995	千円
株式会社りそな銀行	30,575	千円
合 計	3,571,376	千円

## 2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 7,200,000株
- ② 発行済株式の総数 2,776,800株  
(自己株式69,467株を含む。)
- ③ 株主数 2,657名

### ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
清水 一行	310,000株	11.45%
株式会社立飛ホールディングス	300,000株	11.08%
壽屋社員持株会	131,400株	4.85%
多摩信用金庫	120,000株	4.43%
西武信用金庫	120,000株	4.43%
株式会社いっこう社	117,000株	4.32%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	101,600株	3.75%
MSIP CLIENT SECURITIES	95,300株	3.52%
清水 浩代	82,000株	3.03%
Monex Boom Securities(H.K.) Limited-Clients' Account	64,200株	2.37%

(注) 1. 当社は、自己株式を69,467株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) の所有株式101,600株は「株式給付信託(J-ESOP)」制度導入に伴う当社株式であります。なお計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### **3 会社の新株予約権等に関する事項**

#### **(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

#### **(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

#### **(3) その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2021年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
清水 一行	代表取締役社長	
清水 浩代	取締役副社長	
村岡 幸広	常務取締役	
清水 克多郎	取締役	有限会社ジュネ 取締役
吉野 忍	取締役	
村山 正道	取締役	株式会社立飛パートナーズ 代表取締役 株式会社立飛ホールディングス 代表取締役社長 株式会社立飛リアルエステート 代表取締役社長 株式会社立飛ストラテジーラボ 代表取締役 株式会社立飛ホスピタリティマネジメント 代表取締役
大和 哲夫	取締役（監査等委員）	大和会計事務所 所長
佐々木 孝	取締役（監査等委員）	ファースト 代表
宗田 勝	取締役（監査等委員）	宗田税理士事務所 所長 株式会社M&Kフェイスフルオフィス 代表取締役

- (注) 1. 取締役 村山正道、大和哲夫、佐々木孝、宗田勝の4氏は社外取締役であります。
2. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大和哲夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員 大和哲夫氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員 宗田勝氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役村山正道氏、取締役大和哲夫氏、取締役佐々木孝氏、取締役宗田勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は、以下のとおりであります。

氏名	退任時の会社における地位及び担当	退任日
堀田 尚彦	取締役（監査等委員）	2020年9月29日(任期満了)

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬内容は、取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることおよび社外取締役から意見が踏まえられていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、職務執行の対価として支払う固定の金銭報酬（固定報酬）、業績に連動した金銭報酬（賞与）、および役員退職慰労金により構成されております。

当社は、取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

なお、取締役の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとしております。基本報酬は、原則として、各取締役の役位や各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、毎月現金で支払っております。退職慰労金については、役位・役員貢献度・在任期間等に応じて、退任後に現金で支払っております。

#### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年9月27日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与と分を含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

2018年9月27日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬額を年額40百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、事前に社外取締役の助言を得たうえで、取締役会の決議により、上記株主総会決議の範囲内において、経営内容、世間水準、従業員給与等とのバランス及び責任の度合等を考慮し、報酬を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	120,300 (2,600)	110,900 (2,400)	—	9,400 (200)	—	6 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	9,750 (9,750)	9,000 (9,000)	—	750 (750)	—	4 (4)
合計	130,050 (12,350)	119,900 (11,400)	—	10,150 (950)	—	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員慰労引当金繰入額であります。  
 3. 合計欄は、実際の支給人数を記載しております。  
 4. 取締役（監査等委員）の支給人数及び支給額には、2020年9月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名分が含まれております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

村山正道氏は株式会社立飛パートナーズ、株式会社立飛ホールディングス、株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボおよび株式会社立飛ホスピタリティマネジメントの代表取締役を兼務しております。また、株式会社立飛ホールディングスは当社株式の11.08%を保有する大株主です。

なお、当社は株式会社立飛パートナーズ、株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボおよび株式会社立飛ホスピタリティマネジメントとの間に特別な関係はありません。

大和哲夫氏は大和会計事務所の所長を兼務しておりますが、当社は大和会計事務所との間に特別な関係はありません。

佐々木孝氏はファーストの代表を兼務しておりますが、当社はファーストとの間に特別な関係はありません。

宗田勝氏は宗田税理士事務所の所長および株式会社M&K フェイスフルオフィスの代表取締役を兼務しておりますが、当社は宗田税理士事務所および株式会社M&K フェイスフルオフィスとの間に特別な関係はありません。

### ② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村山正道	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち13回（92%）に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見地から発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	大和哲夫	社外取締役就任後開催の取締役会には、10回のうち10回（100%）、また、監査等委員会には10回のうち10回（100%）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 （監査等委員）	佐々木 孝	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100%）、また、監査等委員会には14回のうち14回（100%）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 （監査等委員）	宗田 勝	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100%）、また、監査等委員会には14回のうち14回（100%）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程および行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築します。
  - 2) 代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理業務本部をコンプライアンス担当事務局とするとともに、各部門ごとにコンプライアンス責任者または、コンプライアンス担当者を配置します。
  - 3) 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令および定款に適合することを確保します。
  - 4) 「公益通報者保護規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとします。
- ③ 損失の危険（以下「リスク」といいます）の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく組織的な対応を行います。
  - 2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 毎月1回取締役会を開催し、「取締役会規程」及び「取締役会運営ガイドライン」による重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督します。
  - 2) 会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、経営計画を策定します。経営計画を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底します。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会から職務を補助すべき従業員をおくことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討します。
  - 2) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属します。また、従業員の人事異動および考課については、事前に常勤監査等委員に報告を行い、同意を得ることとします。
- ⑥ 取締役および従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 取締役および従業員が、法令、定款、行動規範その他の社内規程への違反を知った場合、行動規範に従い、監査等委員会に報告します。
  - 2) 取締役は、担当部門の業務執行状況について、定期的に監査等委員会に報告します。
- ⑦ 上記⑥の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 1) 上記⑥の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを「公益通報者保護規程」にて定め、周知徹底します。
- ⑧ 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行います。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役社長と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。

- 2) 「内部監査規程」において、内部監査担当は監査等委員会との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図ることとします。
  - 3) 監査等委員会は、監査法人との間で適宜意見交換を行い、監査等委員会の監査の実効性確保を図ります。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用します。
- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制
- 1) 当社は、「倫理綱領」に「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体とは、一切関係を持ちません。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断に取組みます。
  - 2) 管理業務本部は警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき下記の取り組みを行っております。

- ① 監査等委員会は、過半数を社外取締役で構成し、業務執行の適法性、妥当性の監査、監督機能を担うことで透明性の高い経営を実現することを目的としております。
- ② 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ③ 定期的にリスク・コンプライアンス委員会を実施しており、社内意識の向上に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部          |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,898,309</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,927,225</b> |
| 現金及び預金          | 1,847,970        | 買掛金              | 301,735          |
| 売掛金             | 1,045,059        | 短期借入金            | 350,000          |
| 商品及び製品          | 581,956          | 1年内返済予定の長期借入金    | 334,251          |
| 未着品             | 44,703           | 未払金              | 159,706          |
| 仕掛品             | 470,392          | 未払費用             | 118,570          |
| 貯蔵品             | 4,958            | 未払法人税等           | 311,717          |
| 前渡金             | 660,676          | 未払消費税等           | 100,341          |
| 前払費用            | 238,220          | 前受金              | 86,904           |
| その他             | 4,372            | 預り金              | 50,142           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,569,461</b> | 賞与引当金            | 51,583           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,996,898</b> | ポイント引当金          | 62,271           |
| 建物              | 1,791,785        | <b>固定負債</b>      | <b>3,299,606</b> |
| 工具、器具及び備品       | 35,773           | 長期借入金            | 2,887,125        |
| 金型              | 237,007          | 株式給付引当金          | 2,440            |
| 土地              | 802,784          | 退職給付引当金          | 125,971          |
| 建設仮勘定           | 129,546          | 役員退職慰労引当金        | 223,650          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>72,079</b>    | 資産除去債務           | 20,599           |
| ソフトウェア          | 71,970           | その他              | 39,819           |
| その他             | 109              | <b>負債合計</b>      | <b>5,226,832</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>500,482</b>   |                  |                  |
| 関係会社出資金         | 7,000            |                  |                  |
| 出資金             | 12,330           |                  |                  |
| 敷金及び保証金         | 166,168          |                  |                  |
| 繰延税金資産          | 174,255          |                  |                  |
| その他             | 140,729          |                  |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,467,770</b> |                  |                  |
|                 |                  | <b>純 資 産 の 部</b> |                  |
|                 |                  | <b>株主資本</b>      | <b>3,240,938</b> |
|                 |                  | 資本金              | 448,623          |
|                 |                  | 資本剰余金            | 411,123          |
|                 |                  | 資本準備金            | 411,123          |
|                 |                  | 利益剰余金            | 2,688,733        |
|                 |                  | 利益準備金            | 5,550            |
|                 |                  | その他利益剰余金         | 2,683,183        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | 2,683,183        |
|                 |                  | 自己株式             | △307,540         |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>3,240,938</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>8,467,770</b> |

## 損益計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 9,543,737 |
| 売上原価         |         | 5,753,703 |
| 売上総利益        |         | 3,790,034 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,802,762 |
| 営業利益         |         | 987,271   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 126     |           |
| 受取手数料        | 123     |           |
| 受取配当金        | 322     |           |
| 為替差益         | 3,310   |           |
| 助成金収入        | 19,175  |           |
| 補助金収入        | 6,242   |           |
| 保険解約返戻金      | 429     |           |
| その他          | 2,058   | 31,789    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 29,298  |           |
| その他          | 707     | 30,005    |
| 経常利益         |         | 989,056   |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 3,327   | 3,327     |
| 税引前当期純利益     |         | 985,728   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 320,649 |           |
| 法人税等調整額      | △14,829 | 305,820   |
| 当期純利益        |         | 679,907   |

## 株主資本等変動計算書 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |       |                     |          |           | 純資産合計     |
|---------|---------|---------|-------|---------------------|----------|-----------|-----------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金 |                     | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
|         |         | 資本準備金   | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |          |           |           |
| 当期首残高   | 442,839 | 405,339 | 5,550 | 2,043,580           | △107,851 | 2,789,458 | 2,789,458 |
| 当期変動額   |         |         |       |                     |          |           |           |
| 当期純利益   |         |         |       | 679,907             |          | 679,907   | 679,907   |
| 新株の発行   | 5,783   | 5,783   |       |                     |          | 11,566    | 11,566    |
| 剰余金の配当  |         |         |       | △40,305             |          | △40,305   | △40,305   |
| 自己株式の取得 |         |         |       |                     | △199,689 | △199,689  | △199,689  |
| 当期変動額合計 | 5,783   | 5,783   | —     | 639,602             | △199,689 | 451,480   | 451,480   |
| 当期末残高   | 448,623 | 411,123 | 5,550 | 2,683,183           | △307,540 | 3,240,938 | 3,240,938 |

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月20日

株式会社壽屋  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 栄一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社壽屋の2020年7月1日から2021年6月30日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月20日

株式会社壽屋 監査等委員会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 監査等委員 | 大 和 哲 夫 | ㊟ |
| 監査等委員 | 佐々木 孝   | ㊟ |
| 監査等委員 | 宗 田 勝   | ㊟ |

（注） 監査等委員大和哲夫、佐々木孝及び宗田勝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株式会社 壽屋



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。